

札幌市学校薬剤師の職務等説明資料

1 身分

学校薬剤師は、札幌学校薬剤師会会長の推薦を受け、札幌市教育委員会が委嘱する、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職です。

2 委嘱期間

委嘱する日から委嘱する日の属する年度の末日まで（毎年更新）。

3 職務

(1) 学校薬剤師の職務執行の準則～学校保健安全法施行規則第24条より～

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 法第一条の環境衛生検査に従事すること。
- 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 四 法第八条の健康相談に従事すること。
- 五 法第九条の保健指導に従事すること。
- 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

上記の法規の規定を受け、札幌市立学校（園）では代表的なものとして、実際に以下のような職務をお願いしています。

ア 学校環境衛生検査への従事

イ 学校環境衛生の維持及び改善に係る指導、助言

ウ 学校（園）における医薬品の使用や管理に係る助言

別添1「札幌市学校衛生用薬品取扱規程」及び別添2「園・学校における保健室備付け医薬品取扱い要領」を御参照ください。

(2) 学校薬剤師職務記録簿の提出

学校（園）において学校薬剤師職務に従事された際には、その状況の概要を『札幌市学校医職務記録簿』に記入し、学校長（園長）に提出していただきます。記入用の用紙は学校（園）に備え付けております。

4 学校薬剤師報酬

(1) 支払時期

毎年度3月に、当該年度分を口座振込によりお支払いします。

(2) 報酬額

毎年度、以下のとおり、報酬額を算出します。

年度途中に、委嘱又は退任された方には、以下の年額を委嘱月数により月割計算し、報酬額を算出します。

1 校担当	204,880 円
2 校以上担当 (下記以外)	302,320 円
小学校を 2 校以上担当	399,760 円

次の学校については、実際上の担当校数にかかわらず、1 校換算といたします。

義務教育学校	福移学園、定山溪学園
一体校舎校	北白石小・北白石中 山の手支援小・中・高 豊成支援小・中 北翔支援小・中・高 資生館小・星友館中

※ 令和 7 年度時点。年度により算式は変更となる場合があります。

※ 交通費は支給対象外です。

なお、学校薬剤師は、薬剤師個人を札幌市の非常勤職員として委嘱していることから、給与所得として所得税の源泉徴収を行った後の金額を個人口座にお支払いします。

(3) 源泉徴収票

例年、1 1 月に、前年度分の学校薬剤師報酬に係る源泉徴収票を送付します。

5 公務災害補償

札幌市立学校（園）の学校薬剤師は、公務上の災害を受けたときは、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」及び「札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例」の規定に基づき、補償されます。

6 連絡先

(1) 連絡先・書類送付先（自宅、勤務先）の変更

(2) 報酬振込口座の変更、源泉徴収票の発行希望

札幌市教育委員会学校教育推進課保健係

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 3 階

TEL：211-3841 e-mail：kyoiku-hoken@city.sapporo.jp

改正

昭和36年12月教育委員会教育長訓令第 4 号
昭和47年 4 月教育委員会教育長訓令第 4 号
昭和49年 4 月教育委員会教育長訓令第 5 号
平成 3 年 3 月教育委員会教育長訓令第 2 号
平成 6 年 3 月教育委員会教育長訓令第 1 号
平成12年 3 月教育委員会教育長訓令第 1 号
平成14年 3 月28日教育委員会教育長訓令第 4 号
平成18年 3 月23日教育委員会教育長訓令第 3 号
平成23年 3 月22日教育委員会教育長訓令第 2 号
平成26年 3 月28日教育委員会教育長訓令第 1 号
令和 6 年 3 月29日教育委員会教育長訓令第 2 号
令和 6 年 9 月26日教育委員会教育長訓令第 4 号

札幌市学校衛生用薬品取扱規程

(学校に保管する薬品)

第 1 条 学校には、救急薬品、消毒用薬品及び防疫用薬品を備え付けなければならない。

2 前項の薬品以外の薬品を備え付けようとする場合は、当該学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師又は教育推進課職員の指示によらなければならない。

(薬品の保管)

第 2 条 薬品は、保健室又は校長が認めた部屋において、その貯蔵する場所には施錠して保管しなければならない。

第 3 条 校長は、養護教諭を指揮して保健室における薬品の保管及び整理を適切に行わせるとともに、校長が認めた部屋の薬品を貯蔵する場所の鍵を管理し、当該薬品の保管及び整理の任に当たらなければならない。

第 4 条 養護教諭は、保健室の薬品を貯蔵する場所の鍵を管理し、当該薬品の保管及び整理の任に当たらなければならない。

(薬品の容器)

第 5 条 薬品の容器には、その内容物と一致するように内用薬又は外用薬の別及び薬品名を記載したラベルを貼り付けなければならない。

2 前項のラベルの記載に当たっては、白地に黒枠、黒字をもって示す等の方法により明示しなければならない。

第 6 条 使用済の容器は、速やかに廃棄するものとする。

(薬品の使用)

第 7 条 薬品を使用しようとするときは、学校医、学校歯科医、学校薬剤師又は教育推進課職員の指示に従わなければならない。ただし、あらかじめ定められた用法に従って薬品を使用しようとする場合は、この限りでない。

第 8 条 薬品を使用する場合には、適応症、用量等に深く注意し、不詳の症状等に対しては、一切これを使用してはならない。

(検査及び指導)

第 9 条 教育推進課職員は、必要に応じ、学校における薬品の保管及び取扱状況について必要な検査を行わなければならない。

- 2 前項の検査に際し、薬品の保管若しくは及び取扱上危険であると認められたとき、又はこの訓令に違反した点を発見したときは、当該学校の校長及び養護教諭に注意を与え、必要な措置を講じさせるとともに、重要と認められる事項については、教育委員会に報告しなければならない。
(委任)

第10条 この訓令の施行に関し必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日より適用する。

附 則（昭和36年教育長訓令第4号）～**附 則**（平成18年教育長訓令第3号）

省略

附 則（平成23年教育長訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年教育長訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和6年教育長訓令第2号）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年教育長訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和6年9月26日から施行する。

園・学校における保健室備付け医薬品取扱い要領

令和 6 年 9 月 26 日 学校教育部長決裁

第 1 章 総 論

1. 〔目的〕

本要領は、札幌市学校衛生用薬品取扱規程の施行に必要な、医薬品の品質確保、適正使用並びに医薬品による事故を防止するための、保健室備付け医薬品の保管管理、購入の医薬品の選定、医薬品の取扱い、使用等の取扱いとして設定するものである。

2. 〔備付け医薬品〕

保健室は治療の場ではなく、あくまでも応急処置を行う場であることを認識して、治療薬の性格を有するものを備付けないこと。また、要指導医薬品及び第一類医薬品についても備付けないこと。

3. 〔保管管理〕

医薬品の保管管理にあたっては、常に品質管理、事故防止につとめなければならない。品質確保の上で問題を生じやすいことから、大量に医薬品の購入を行わないよう留意すること。

4. 〔学校薬剤師の執務〕

学校薬剤師は保健室備付け医薬品に関して、この要領に沿って指導、助言しなければならない。

第 2 章 医薬品の保管管理

1. 〔医薬品管理責任者及び取扱い責任者〕

保健室備付け医薬品について、その購入から使用に至るまで保健衛生上支障が生じないようにするために、園長又は学校長は自らを管理責任者とするとともに、取扱い責任者を設置すること。

取扱い責任者はその責任の所在を明確にするために 1 名に限定することとし、原則として養護教諭がその業務にあたること。

2. 〔取扱い責任者の業務〕

(1) 選定

購入医薬品の選定にあたって、取扱責任者は保健室備付け医薬品基準表に掲げられている医薬品の中から選定することを原則とする。また、選定に関しては学校薬剤師の指導・助言のもと、管理責任者に確認の上、可能な限り安全性の高い第三類医薬品や指定医薬部外品の中から選定すること。

(2) 購入

医薬品の品質を確保するため、購入するものは最低限とし、また、計画的購入につとめなければならない。また、使用期限の長いものを購入するよう努めること。

(3) 保管

医薬品は施錠設備を有する専門の保管庫（ロッカー等）に保管すること。保管庫の設置場所は直射日光、温度、湿度、ほこり等の影響を受けにくいところであること。

保管庫内では、内服薬、外用薬等それぞれの医薬品の用途により明確に区別すること。

保管庫内は常に清潔、整とんに留意すること。

(4) 使用

使用は、医師法等関係法令に基づき行うこと。

使用する場合は、園・学校は原則として医薬品を児童生徒に提供する場ではないことから、その必要性を十分考慮し、児童生徒等及び保護者に確認を取った上で行うこと。また、使用量及び使用頻度は必要最小限に努めること。

(5) 帳簿の記載

医薬品の受払いに関する帳簿を作成し、在庫情報を把握すること。

(6) 添付文書の管理

備付け医薬品について、その添付文書（説明書）を整理して保管し、使用上の注意等の記載事項を熟知しておくこと。

(7) 廃棄等の処置

変質、変敗の疑いのあるもの、使用期限を経過したもの、または表示の汚損のために内容医薬品の不明となったもの等は学校薬剤師の指導助言のもとに廃棄等の処置をとり、帳簿に記載するものとする。

(8) 共通理解

医薬品の取扱いについては、保健主事と協力するなどし、教職員、児童生徒及び保護者等に対して、医薬品の利用についての共通理解を図ること。

第3章 医薬品基準表

保健室に備付ける医薬品は、次の基準表の範囲内を原則とする。(別表)

この基準表以外の医薬品については、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の指示を受けること。

なお、救急鞆を用意する場合には、次に示す鞆内容品例を参照の上、準備すること。

附則

- 1 本要領は、令和6年9月26日から施行する。

保健室備付け医薬品基準表

薬品の分類		薬効又は製剤
内服薬	整腸剤	乳酸菌製剤
	解熱鎮痛剤	アセトアミノフェン製剤
	酔止め薬	鎮うん剤
外用薬	かゆみ止め薬	抗ヒスタミン剤
	貼り薬	消炎剤
	目薬	涙液型製剤
消毒薬	傷などの消毒薬	塩化ベンゼトニウム製剤
	手洗い消毒薬	逆性石ケン製剤
	その他消毒薬	アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウム製剤

※ 第2類医薬品、第3類医薬品、指定医薬部外品の中から選択すること。（第1類医薬品、指定第2類医薬品は除外すること。）

※ 用法及び一般的注意については、各々の薬品に記載されている内容を十分確認すること。

救急鞆内容品例

品名	数量	品名	数量
外科用ハサミ	1	湿布薬	1
カピンセット	1	眼帯	1
毛抜き	1	酔止め薬	1箱
綿棒	1		
体温計	1		
副木	1		
ホータイ止	5		
脱脂綿	1		
消毒ガーゼ	1箱		
ホータイ	各1		
三角布	1		
<u>傷などの消毒薬</u>	1		
救急絆創膏	1箱		
<u>解熱鎮痛剤</u>	1箱		
紙絆創膏	1		